

出席停止について

学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止の扱いとなります。病名と出席停止の基準は、以下のとおりです。

【学校において予防すべき感染症の種類】

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱
ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎、ジフテリア
重症急性呼吸器症候群（※1）、中東呼吸器症候群（※2）
特定鳥インフルエンザ（※3）

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。

※3 病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。

第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹
流行性耳下腺炎 風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス
流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

【出席停止の基準】

- 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 第二種の感染症にかかった者については、次の期間。ただし、症状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱をした後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	医師より感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師より感染のおそれがないと認めるまで

- 第三種の感染症にかかった者については、症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

3 第三種のその他の感染症について

学校で通常では見られないような重大な流行が起こった場合、その感染拡大を防ぐため必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種のその他の感染症として緊急的に措置をとることができるものです。

その他の感染症として示した疾患は、一部を例示したものであり、必ず出席停止を行うべきというものではありません。

その他の感染症	
感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症等）	
サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスは除く）	カンピロバクター感染症
マイコプラズマ感染症	インフルエンザ菌感染症 肺炎球菌感染症
溶連菌感染症	伝染性紅斑 急性細気管支炎（RS ウイルス感染症等）
EB ウイルス感染症	単純ヘルペス感染症 帯状疱疹 手足口病
白癬感染症（特にトングランズ感染症）など	